

# 母子家庭に 修学修業資金

母子家庭の児童であつて、進学や修業、就職に要する資金を必要とされる方は、母子福祉資金の貸付けを受けることができます。貸付け資金の内容はつぎのとおりです。

### 就職支度金

対象者 配偶者のない女子、配偶者のない女子の扶養している児童と父母のな  
い児童  
貸付額 一万五千円以内

### 借還期間、貸付け

の日から一年間のすえ置き期間を経過したのち  
五年以内  
利子、年三分

### 修学資金

対象者、配偶者のない女子の扶養している児童と父母の  
ない児童  
貸し付け額、高校  
二月額千五百円以内、高専、  
大学二月額三千円以内

期間、修学または実施修練の期間中、  
借還期間、卒業または実施訓練を終了し、六か月を経過した後から十三年以内

利子、無利子

### 修業資金

対象者、配偶者のない女子の扶養している児童と父母の  
ない児童  
貸し付け額、月額千五百円以内  
期間、児童に知識技能を習得させる期間中、二年以内

借還期間、借得期間満了し、六か月を経過後、五年以内

利子、年三分（厚生大臣の定めるものは無利子）

### 就学支度資金

対象者、配偶者のない女子の扶養している児童と、父母の  
ない児童  
貸し付け額、一万五千円、家庭より通学の場合は一万円

借還期限、卒業後六か月を経過したのち五年以内

利子、無利子

申し込み期限、二月十日

申し込みは、貸し付け申請書など関係書類に、戸籍謄本を添えて福祉事務所へ申し込みください。

貸し付けに必要な書類は、同事務所にあります。

なお、母子相談されるとくわしくわかります。

拠出制の老令年金は掛付けを納めた期間（免除を受けた期間を含む）が、二十五年以上ある方に支給されます。しかし、この国民年金制度が十一才以上のものでまだ加入していない方は、本年の三月三十一日

## 年金ポスト

### いますぐ加入を

昭和五年四月一日以前の出生者は  
三月三十一日までに

きた、三十六年四月一日に満三十才をこえている人（昭和五年四月一日以前に生れたもの）は、申し込み期間が年令に應じて、二十四年から十年の範囲に短縮されてい

国民年金は五年ごとに改正し、生活にみあうだけの年金を支給されることになっていますが、拠出金年金はことし始めての改正期をむかえ、年金の増額や掛け金の変更が行なわれることになって

また、国民年金に加入していない方は、将来安心して老後の保障を受けられるよう、いますぐ加入してください。

## 母子家庭のことは

### 母子相談員

生活のことや修業、就職、児童の進学などいろいろ悩みがある方は、つぎの母子相談員にご相談してください。

- 藤平静江（後免）、野中千恵子（長岡）
- 徳橋美津子（久礼田）
- 小野寺昌子（廣岩）
- 竹中八重子（園分）
- 岩崎富美（上倉）、五百蔵貞（野田）、浜田種美（前浜）、西山三重（三和）、入交照（百草）
- 久万喜美（稲生）、細川喜久猪（十市）、土田房江（大篠）

### ラジオの受信料は

こんな支払い方法で

放送受信料は、契約甲（テレビを備え付けている場合）一カ月三百三十円と、契約乙（ラジオだけの場合）一カ月五十円となっています。ところで、この受信料の支払いには三つの方法があります。

### この方法により

契約甲の場合千八百二十円、契約乙の場合二百八十円となり、甲で百六十円、乙で二十円の割引となります。

### 二カ月払いの方法

普通の支払い方法で、甲が六百六十円、乙が百円となっています。

このように受信料の支払い方法があり、どれを利用されても構いません。